備考
1　特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分又は本体に取り付けた金属片その他の物態体に付するものとする。
2　明瞭に、かつ、容易に消滅し、及びはく離しない方法により付するものとする。
3　色は、検定証印の形状、文字及び数字を容易に識別できる色とする。
4　中欄に掲げる様式の外枠の形状は円形とする。
5　下欄に掲げる様式の横の長さは、当該様式の縦の長さの五倍以下とする。

2　前項の場合において、次の各号に掲げる検定を行った検定機関等に応じ、当該各号に掲げる様式により検定証印の下に検定を行った検定機関等の名称、略称又は記号を表示するものとする。

一　都道府県、国立研究開発法人産業技術総合研究所又は日本電気計器検定所　その名称又は略称

二　指定検定機関　経済産業大臣が認めた当該指定検定機関を表す記号

AAA

（基準適合証印をはり付け印により付する場合の様式）

第三条　指定製造省令第九条の二第一項に規定する経済産業大臣が定める様式は、次の各号の要件を満たす様式とする。

一　基準適合証印の下に、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を表示するものとする。

二　特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付するものとする。

三　明瞭に、かつ、容易に消滅し、及びはく離しない方法により付するものとする。

四　色は、基準適合証印の形状、文字及び数字を容易に識別できる色とする。

（例）

000000

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　指定製造省令第八条第三項の規定に基づき付された基準適合証印であって、平成三十年十二月三十一日までに付されたものにあっては、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○経済産業省告示第五十八号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、平成二十二年経済産業省告示第六十八号（特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針	特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針
特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に分類される業種に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。	特定事業者のうち鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業に分類される業種に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成に当たっては、以下の事項を検討することにより、その適確な作成に資するものである。
1～4　［略］	1～4　［略］
5　鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等1～4に掲げるもののうち、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。）中、Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置の実現に特に資する設備・システム（以下「鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等」という。）の具体例としては、次に掲げる設備・システムが有効であることから、中長期的な計画の作成における重点的な検討対象として掲げるものである。	［新規］

鉱業等関連高度省エネルギー増進設備等

設備・システム区分	具体的内容
潜熱回収型ボイラー	排ガス中の潜熱を回収することにより熱効率を高めたもの。
高効率ボイラー	ボイラーの燃焼排熱を空気又は給水予熱に利用し、かつ定格時空気比が1.2以下で、熱効率が90％以上のもの。